

外国人自動車整備技能実習評価試験の受験申請等について

1. 「受検申請連絡票」を外国人技能実習機構へ提出

「受検申請連絡票」を作成して、次の時期に外国人技能実習機構へ提出します。

(1)第1号技能実習生については実習が終了する6ヶ月前までに

(2)第2号技能実習生及び第3号技能実習生については実習が終了する12ヶ月前までに

※「受検申請連絡票」の提出からが受験手続きの開始になります。

※必ず、期限までに十分な余裕をもって提出してください。

【受験資格】

試験の実施日に次の実務経験を満足していれば受験ができるので「受検申請連絡票」の提出は十分な余裕をもって提出してください。

初 級	専 門 級	上 級
実務経験2ヶ月以上	第2号技能実習の開始日から実務経験16ヶ月以上	第3号技能実習の開始日から実務経験12ヶ月以上

2. 各都道府県自動車整備振興会（評価試験地方委員会）から受験の案内

外国人技能実習機構から日整連へ「受検申請連絡票」の回付があり、これを受けた段階で外国人自動車整備技能実習評価試験を実施する各都道府県自動車整備振興会から監理団体へ「外国人自動車整備技能実習評価試験の受験の案内」、「振込通知書」等をメールします。

※自動車整備振興会は、各都道府県（北海道は運輸支局管轄ごと）にあります。

3. 外国人自動車整備技能実習評価試験受験申請書・受験票の提出

監理団体は、外国人技能実習生の「受験申請書」、「受験票」を取りまとめて、試験会場の各都道府県自動車整備振興会へ郵送します。

「受験申請書」、「受験票」に必要な事項を記入のうえ、顔写真を貼り付けるとともに、添付書類として「在留カード」のコピー、返信用封筒に貼れるような宛先を書いた用紙を郵送します。

・「受験申請書」、「受験票」は、日整連ホームページからダウンロードしてください。

・「在留カード」のコピーは、「受験申請書」の裏面に貼り付けてください。

4. 受験料の振込

受験料

	初級	専門級	上級
学科試験	34,000円	34,000円	34,000円
実技試験	34,000円	34,000円	34,000円

なお、受験料以外に別途試験実施に係る実費等を徴収することがあります。

また、試験予定日当日を含め3日以内のキャンセルについては、受験料を返納しません。変更については、変更に伴う諸手数料を別途請求する場合があります。

監理団体は、受験者人数分の受験料を下記の銀行口座にまとめて振り込むとともに「振込通知書」を日整連にFAXしてください。

振込先銀行口座名は、 「外国人自動車整備技能実習評価試験の受験の案内」でお知らせします。

※振込手数料は、ご負担ください。

ご注意

技能評価試験の受験申込みは、「受験申請書」、「受験票」の提出と受験料の支払いを確認のうえ受領します。監理団体の皆様には、時間的な余裕を持って受験料の振込などの事務処理をお願いします。受験料の振込を確認できない場合は、受験票を発送しません。

5. 受験票の送付

試験会場の各都道府県自動車整備振興会は、「受験申請書」の提出と受験料の入金を確認後、「受験票」を試験実施日の約7日前までに到着するよう監理団体へ送付します。

試験の7日前になっても「受験票」が届かない場合には、各都道府県自動車整備振興会担当者にお問い合わせください。

6. 試験結果の通知

可否結果が確定次第、監理団体を通じて受験者に試験結果を通知します。

試験会場の各都道府県自動車整備振興会は、監理団体に試験結果を郵送します。

7. 合格証書の交付

学科試験と実技試験の両方に合格した受験者に監理団体を通じて「合格証書」を交付します。

試験会場の各都道府県自動車整備振興会から「合格証書」を監理団体に郵送します。

8. 不合格者の再試験

学科試験、実技試験の一方または両方の不合格者は、希望すれば、再試験を1回に限り受験できます。再試験を希望する場合、監理団体は「再受験申請書」を1回目の受験をした試験会場の各都道府県自動車整備振興会に郵送します。

なお、「受験票」は、新たな受験番号、試験日時等を記載のうえ、各都道府県自動車整備振興会で再試験当日まで保管します。

※あとは、上記3. からの流れになります。

「再受検申請書」は、日整連ホームページからダウンロードしてください。